

## Jリーグ規約及び諸規程 改正(案)

## 追加資料

規約変更

Jリーグ規約 第3章 Jクラブ

第20条〔入会〕

Jリーグは、理事会が定める「Jリーグ準加盟規程」の内容を満たす日本フットボールリーグ(JFL)、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟するクラブを準加盟クラブとして認定することができる。

Jリーグは、次の条件を満たす準加盟クラブをJ2会員として入会させることができる。

- (1) 準加盟クラブとしての相当期間におよぶ活動実績において、理事会からJ2会員としての適性が認められたこと
- (2) 第19条の2第1号から第5号までの要件を具備すること
- (3) JFLにおける年間順位が、原則として2位以内であること

[改正] JFLにおける年間順位が、4位以内であること。ただしこれは、将来J2会員数が所定の数(現段階では18を想定)に達するまでの暫定的な定めとする

- (4) 入会直前年度までに、ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織を整備すること
- (5) 入会直前年度のJFLのリーグ戦における1試合平均観客数が、原則として3,000人以上であること
- (6) 入会直前年度に、法人に常勤役員がおり、かつ常勤社員が3人以上いること
- (7) 入会直前年度における年間事業収入が1.5億円程度になると、合理的に推測できること。

J2会員として入会を希望するクラブは、9月30日までにチェアマンに対し所定の入会申込書を提出しなければならない。

Jリーグ事務局は、前項の入会申込書を提出したクラブに関し、次の事項を行なう。

- (1) クラブ責任者および行政当局責任者からの聴聞
- (2) 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
- (3) クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査

(以下、省略)

経緯など

- 昨年3月に準加盟制度が発足したことを受け、上記20条は昨年8月に臨時理事会、総会の承認を受けて改正された。
- その後J2入会の必要条件であるJFL順位の設定について、各方面から提案を受けた。
- JFAとJリーグは本件を、Jリーグ将来構想委員会において慎重に協議し、次の結論に達した。
  - (1) J2のクラブ数が18に達するまで、JFL年間順位4位以内を、入会の必要条件とする。
  - (2) JFL年間順位条件を満足しても、その他の条件が不備であれば、そのクラブは入会できない(現状と同じ)。
  - (3) J2クラブ数が18になった以降のことは、別途検討する。
- 本案はJリーグ理事会、総会(2/20)と、JFA理事会(3/8)の承認を要する。

以上